

## 季楽デイサービス春夏秋冬緑店 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人tomoni plusが開設する 季楽デイサービス春夏秋冬緑店(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護常態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護サービスの提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ② 名称 季楽デイサービス春夏秋冬緑店
- ② 所在地 愛知県名古屋市緑区平子が丘 607 番地

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
  - ア 生活相談員 3名以上  
生活相談員は利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申し込みに係わる調整補助、及び他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成補助等を行う。
  - イ 介護職員 5名以上  
介護職員はサービスの提供に当たる。
  - ウ 機能訓練指導員 2名以上  
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。
  - エ 看護職員 2名以上  
看護職員は、健康管理等の業務に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12/29～1/3を除く。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

### (利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

[地域密着型通所介護]

1単位 18名

(事業内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

地域密着型通所介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。  
なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護

に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 100 円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った費用は、30分あたり 500 円を徴収する。

4 食費は、800 円(昼食、おやつ、ドリンク代を含む)を徴収する。

5 おむつ代は、100 円を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、名古屋市緑区・天白区の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人tomoni plusと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和7年2月1日から施行する。